

令和4年7月5日 13時10分

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所

温帯低気圧(台風4号)に伴う国道42号
くしもとちょうくしもと
串本町串本法面崩土箇所の通行止めについて
(第5報)

法面崩土の発生した下記区間については、応急復旧作業が完了し片側交互通行を行っていますが、温帯低気圧(台風4号)の影響で暖かく湿った空気が流れ込み、和歌山県南部を中心に断続的に降雨が続いており、道路を利用される方々の安全確保のため、7月5日13時10分から通行止めを行いましたのでお知らせいたします。
大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■通行規制

- 規制区間 : 国道42号 東牟婁郡串本町串本
- 規制内容 : 通行止め(上下線)
- 規制開始 : 令和4年7月5日(火) 13時10分～
- 解除予定 : 現時点では見込みがたっておりません。
- 迂回路 : 別紙をご参照ください。

* 今後の道路情報にご注意ください。

道路を利用される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

<取扱い>

<配布場所>

和歌山県政記者クラブ
和歌山県政放送記者クラブ
和歌山県地方新聞記者クラブ

田辺記者クラブ
新宮記者クラブ
新宮中央記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長(道路) 本田 明(ほんだ あきら)

道路管理課長 足立 勝人(あだち かつひと)

TEL 0739-22-4564(代表)

道路通行規制箇所 42 国道42号 位置図

通行止め箇所

くしもとちょうくしもと
＜東牟婁郡串本町串本＞

